

## Client Alert

2019年10月号 (Vol.70)

1. はじめに
2. 知的財産法：米国カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA) に関する改正が州議会を通過
3. 競争法 / 独禁法：消費税率の改定に伴う消費税特措法対応
4. エネルギー・インフラ：資源エネルギー庁、ポスト FIT 制度の制度設計に関する議論を開始
5. 労働法：厚労省、「長時間労働が疑われる事業場に対する平成 30 年度の監督指導結果」を公表
6. 会社法：金融庁「監査基準の改訂に関する意見書」等を公表
7. 危機管理：会社が設置した調査対策委員会による調査報告書について文書提出命令が認容された裁判例
8. 一般民事・債権管理：倒産手続の IT 化に向けた中間取りまとめ
9. M&A：対内直接投資等に該当する行為の見直し等
10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融法委員会、貸付型クラウドファンディングにおける貸金業法の適用について整理
11. 税務：日米租税条約改定議定書の発効
12. 中国・アジア (ベトナム)：外国為替管理に関する新通達の施行
13. 新興国 (UAE)：オンショアにおける外資規制緩和に関するポジティブリストの公表
14. 国際訴訟・仲裁：オランダ商事裁判所等において英語による手続が利用可能に

### 1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2019年10月号 (Vol.70) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

### 2. 知的財産法：米国カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA) に関する改正が州議会を通過

2020年1月1日に施行される米国カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA) について、2019年9月13日にカリフォルニア州議会で重要な改正案が成立しました。2019年10月13日までに州知事が署名し、発効することが見込まれています。

改正内容は多岐にわたりますが、例えば、以下の内容を含みます。

## Client Alert

**人事関連の個人情報の時限的な部分的適用除外**

2021年1月1日までの1年間に限り、役職員、求職者等の個人情報等、役職員の緊急連絡先情報、及び役職員の福利厚生のために必要な情報については、1798.100(b)の個人情報の目的とカテゴリに関する通知義務及び1798.150の私人提訴権（合理的なセキュリティの手段と慣行を実装する義務を怠った結果により、個人情報が不正アクセス等された場合に限る）以外の規定の適用が除外される。

**B to Bの個人情報の時限的な部分的適用除外**

2021年1月1日までの1年間に限り、企業等の役職員等の個人情報については、事業者と企業等の役職員等のコミュニケーション又は取引が、企業等のデュー・デリジェンス、企業等の商品又はサービスの提供／受領のコンテキストでのみ行われる限りにおいて、1798.120の個人情報の販売に関するオプトアウト権、1798.125の差別禁止、1798.150の私人提訴権以外の規定の適用が除外される。

上記のととの改正については、適用開始が迫るなかで、当面のCCPA対応の範囲が限定されるという意味において、企業にとっては朗報といえます。

なお、CCPAについては、州司法長官による規則の制定手続きが今秋に行われる予定ですが、現時点では案文は公表されておらず、その公表が待たれます。

パートナー 小野寺 良文  
☎ 03-5223-7769  
✉ [yoshifumi.onodera@mhm-global.com](mailto:yoshifumi.onodera@mhm-global.com)  
パートナー 田中 浩之  
☎ 03-6266-8597  
✉ [hiroyuki.tanaka@mhm-global.com](mailto:hiroyuki.tanaka@mhm-global.com)

**3. 競争法 / 独禁法：消費税率の改定に伴う消費税特措法対応**

2019年10月1日に消費税率が引き上げられたことを受け、消費税特措法のコンプライアンスは第2段階に入りました。第1段階として位置づけられる、同法が施行された2013年10月から2019年9月末までの間に、公表処分となる勧告は計52件に上り、公表に至らない指導の件数は5,000件を超えています。公取委は、消費税率の引上げ直前となる2019年9月に入って2件の勧告処分を公表しているほか、2019年5月以降に税率引上げに向けた大規模な書面調査を実施しており、第2段階においても活発に執行を行う姿勢を明らかにしています。

消費税特措法は、適用対象となる事業者において、取引先による消費税の転嫁が着実に行われるようにすることを主たる目的としています。消費税の転嫁の有無は、税率改定の前後の取引記録を比較することによって発見が容易であるため、違反は発見されやすいといえます。その一方で、消費税の転嫁が着実に行われるようにすることは、取引の数や類型が多数・多岐にわたる企業にとっては必ずしも容易ではありません。今回の

## Client Alert

税率改定では軽減税率が適用される取引もあるため、消費税特措法のコンプライアンスは一層複雑になっているといえます。違反が疑われた場合には全社的な内部調査が必要となる上、違反行為の典型である買い叩きや減額が認められた場合には勧告処分となりやすく、その相手方となる取引先に対して返金が必要となるため、企業のコンプライアンスの中でも重要度が高いものとして位置づけられます。

過去に勧告処分の対象となった業種は、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、不動産業、技術サービス業、学校教育・教育支援業、娯楽業、事業サービス業と多岐にわたっています。企業においては自社が消費税特措法の適用対象となるか否か、適用対象となる場合には、消費税率の引上げに対応した同法のコンプライアンス体制がとられているかを、いま一度確認することが推奨されます。

パートナー 宇都宮 秀樹  
☎ 03-5223-7784  
✉ [hideki.utsunomiya@mhm-global.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhm-global.com)

#### 4. エネルギー・インフラ：資源エネルギー庁、ポスト FIT 制度の制度設計に関する議論を開始

2019年9月19日、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会（「小委員会」）の第1回会合が開催され、ポスト FIT 制度の制度設計に関する議論が開始されました。

この小委員会では、再エネ大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の中間整理（第3次）で示された「電源の特性に応じた制度構築」、「適正な事業規律」、「再生可能エネルギーの大量導入を支える次世代ネットワーク」という制度見直しの視点を踏まえ、具体的な検討が進められます。

第1回会合においては、「電源の特性に応じた制度構築」に関し、「競争電源」については「市場への統合」の新制度を検討し、「地域活用電源」については「地域活用」の仕組みを検討するという方向性が確認された上で、特に競争電源についての新制度の方向性について議論がなされました。具体的には、欧州等で導入が進んでいる FIP（Feed in Premium）制度<sup>1</sup>を念頭に検討を進めていくことが提案され、概ね承認されています。

FIP 制度では、市場参照価格の変更頻度によって制度の性格が大きく左右されることとなりますが、小委員会では、投資インセンティブ確保（収入の予測可能性）と、市場を意識した行動の双方の効果が生じる制度の構築を目指すものとされ、1ヶ月～1年程度の一定期間ごとに市場参照価格を変更する制度とする方針で今後の議論が進められることとなりました。プレミアムの付与の具体的方法（FIP 価格・参照価格の決定方法等）や新制度の対象となる電源の要件、入札制の活用方法等については、次回以降に議論される予定です。

<sup>1</sup> 小委員会では、「発電した電気を卸市場や相対取引で自由に売電し、そこに『あらかじめ決めた FIP 価格と参照価格の差（＝プレミアム）×売電量』の収入を上乗せする仕組み」と説明されています。

## Client Alert

この小委員会では、今後も 2021 年度以降の再エネ法制の土台となる重要な議論が行われますので、再エネ発電事業者等の関係者においては、今後も議論を注視していく必要があります。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ [takahiro.kobayashi@mhm-global.com](mailto:takahiro.kobayashi@mhm-global.com)

アソシエイト 山路 諒

☎ 03-6213-8126

✉ [ryo.yamaji@mhm-global.com](mailto:ryo.yamaji@mhm-global.com)

## 5. 労働法：厚労省、「長時間労働が疑われる事業場に対する平成 30 年度の監督指導結果」を公表

2019 年 9 月 24 日、厚労省は「長時間労働が疑われる事業場に対する平成 30 年度の監督指導結果」(「本指導結果」)を公表しました<sup>2</sup>。本指導結果は、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までに労働基準監督署が実施した監督指導結果を取りまとめたものであり、労働基準監督署による監督指導の実施状況や、監督指導対象となった労働基準関係法令の違反状況等が示されています。

上記期間に監督指導を実施した事業場は 29,097 事業場でしたが、その 69.6%にあたる 20,244 事業場において労働基準関係法令違反がありました。

主な違反内容としては、違法な時間外労働が 11,766 事業場 (40.4%)、過重労働による健康障害防止措置未実施が 3,510 事業場 (12.1%)、賃金不払残業が 1,874 事業場 (6.4%) となっており、違法な時間外労働の中で、時間外労働・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月 80 時間を超えるものは 7,857 事業場 (66.8%) であり、月 150 時間を超えるものも 1,158 事業場 (9.8%) に上ります。

また、監督指導を実施した事業場における労働時間の管理方法については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(労働時間適正把握ガイドライン)<sup>3</sup>において「原則的な方法」として挙げられている方法(使用者の現認による確認、タイムカード等の客観的な記録を基礎とする確認)を取っていたものが計 17,442 事業場であったのに対し、過重な長時間労働等につながりやすいとされる自己申告制を取っている事業場は 10,165 事業場となっています。

前年度と比較すると、監督指導を実施した事業場数は増加したものの、そのうち労働基準関係法令違反が認められた割合は減少しており、企業による法令遵守意識の高まりがうかがえるところではあります。しかし、依然として約 7 割の企業に労働基準関係法令違反が見られ、とりわけ長時間労働が蔓延している状況には変わりがない様子がうかがえます。

<sup>2</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_06801.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06801.html)

<sup>3</sup> <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000149439.pdf>

## Client Alert

平成 31 年 4 月 1 日からは改正労働基準法が施行され、これまで 36 協定を締結すれば実質的に青天井だった時間外労働時間数に上限規制が設けられる(中小事業主に対しては令和 2 年 4 月 1 日から適用)ことから、今後、長時間労働を中心とした労働基準関係法令違反については、さらに厳しく執行されることが予想されます。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ [taichi.arai@mhm-global.com](mailto:taichi.arai@mhm-global.com)

アソシエイト 南谷 健太

☎ 03-6266-8540

✉ [kenta.minamitani@mhm-global.com](mailto:kenta.minamitani@mhm-global.com)

## 6. 会社法：金融庁「監査基準の改訂に関する意見書」等を公表

金融庁企業会計審議会は、2019 年 9 月 6 日、監査基準新旧対照表(抄)や「監査基準の改訂に関する意見書」等(「本意見書等」)を公表しました。本意見書等は、財務諸表の会計監査人による監査<sup>4</sup>に関する説明及び情報提供の一層の充実を図る観点から、

会計監査報告における意見の根拠の記載や 会計監査人の守秘義務に関して監査基準を改訂するとともに、関係法令や実務指針における整備を求める旨の意見を提言するものであり、その概要は以下のとおりです。

### 会計監査報告における意見の根拠の記載について

現行の監査基準の下では、財務諸表の監査において、限定付適正意見、特に監査範囲の制約を理由として限定付適正意見と判断された場合について、なぜ不適正意見ではなく限定付適正意見と判断したのかについての説明が不十分な事例があると指摘されていたため、本意見書等では、監査基準上、意見の根拠の区分の記載事項として、従来記載が求められていた(i)除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響に加え、(ii)これらを踏まえて除外事項を付した限定付適正意見とした理由を記載する旨を明確にしています。

### 会計監査人の守秘義務について

本来、会計監査人が財務諸表利用者に対して、自ら行った監査に関する説明を行うことは、会計監査人の守秘義務が解除される「正当な理由」に該当するもの実際の説明や情報提供が謙抑的であるとの指摘を踏まえ、会計監査人による積極的な情報開示を促すため、本意見書等では、守秘義務の対象は(企業に関する情報一般ではなく)「秘密」である旨明記しています。

会計監査をめぐるのは、2018 年 7 月 5 日付「監査基準の改訂に関する意見書」において提言された、監査上の主要な検討事項(いわゆる「KAM (Key Audit Matters)」)の

<sup>4</sup> 「財務諸表の監査」とは、金融商品取引法上の財務諸表監査(金融商品取引法 193 条の 2 第 1 項)を意味します。したがって、今回のご説明は、金融商品取引法上の財務諸表監査が会社法上の会計監査人によって行われる上場企業を想定したものとなります(東証有価証券上場規程 438 条)。

## Client Alert

報告に関する項目の導入が公認会計士協会から公表されています。また、2018年12月20日付「会計監査についての情報提供の充実について(案)」において会計監査人の交代に関する説明・情報提供の拡充等に関する提言が行われる(Client Alert 2019年1月号(Vol.61))等、会計監査の信頼性の確保に向けた動きが活発化しています。

本意見書等の提言に基づく改訂監査基準は、2020年3月決算に係る財務諸表の監査から実施するものとされています。改訂監査基準は株主総会の招集の通知に際して提供される会社法上の計算書類の会計監査報告の内容を直接規律するものではありませんが、同一の会計監査人により行われる金融商品取引法上の財務諸表の監査に関するこれらの動きを踏まえ、株主総会における会計監査人の意見陳述(会社法398条1項)や、監査役等に対する質問の増加等株主総会実務にも影響を与えることが考えられ、今後の動向に注意が必要です。

## &lt; 参考資料 &gt;

金融庁:「監査基準の改訂に関する意見書」、「中間監査基準の改訂に関する意見書」及び「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」の公表について(2019年9月6日)

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20190904-2.html>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ [yusuke.ishii@mhm-global.com](mailto:yusuke.ishii@mhm-global.com)

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ [ayana.kagawa@mhm-global.com](mailto:ayana.kagawa@mhm-global.com)

## Client Alert

## 7. 危機管理：会社が設置した調査対策委員会による調査報告書について文書提出命令が認容された裁判例

会社が設置した調査対策委員会による調査報告書について文書提出命令が認容された裁判例（大阪高決令和元年7月3日金判1574号8頁（「本決定」）が、近時判例雑誌に掲載されましたので、ご紹介します。

本件は、事業用不動産の購入に際し地面師グループによる詐欺被害にあった株式会社（「本件会社」）の株主が、本件会社の代表取締役・社長及び取締役・副社長兩名に対して提起した株主代表訴訟において、当該株主が申立人となって、補助参加していた本件会社を相手方として、本件会社が調査対策委員会（社外監査役2名及び社外取締役2名により構成）から提出を受けた調査報告書（「本件調査報告書」）について文書提出命令を申し立てた事案です。

本件会社は、本件調査報告書は「自己利用文書」（「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」、民事訴訟法220条4号二）に該当するため、文書提出義務は認められないと主張したため、本件調査報告書の「自己利用文書」該当性が主要な争点となりました。

本決定は、「自己利用文書」該当性について一般的な規範を示した最決平成11年11月12日民集53巻8号1787頁を引用し、**内部文書性**（専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていないか。）**不利益性**（開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがないか。）の有無について判断しました。

具体的には、本決定は、いわゆるイン・カメラ方式（裁判所が文書の所持者に文書の提示を求め、裁判所だけがそれを閲読できる手続をいいます。民事訴訟法223条6項）を採用し、本件会社から本件調査報告書の開示を受けた上で、本件調査報告書は、一部を除き、「主に、組織としての情報共有や稟議のあり方の問題点を指摘するものであって、関係者個人を非難したり、個人の責任に言及する類の記載はなく、業務執行責任者の責任に関する記載も、抽象的な一般論の形で述べるにとどまっている。」こと、本件調査報告書の記載は「要約して書き下ろしたものとなっており、入手資料の原文を引用したり、聞き取り調査の対象者の発言を引用する記載は見当たらない。」ことを指摘し、「本件調査報告書は、関係者の発言あるいは関係者による論争を赤裸々に記録した文書ではなく、会社の組織としての意思決定や行動のあり方の問題点を客観的に指摘するもの」であると本件調査報告書の内容を認定し、また、本件会社の代表取締役会長が、報道関係者に対して、本件調査報告書の概要を公表した事実に照らせば、外部の者に開示することがおよそ想定されていなかったとはいえないとして、内部文書性を否定しました。

また、本決定は、このような本件調査報告書の記載内容に照らせば、開示されたとしても、個人のプライバシーが侵害される、あるいは、関係者個人の自由な意思決定が阻害されるといった不利益が生じるおそれがあるとは認められないとして、不利益性も否定し、結論として、本件調査報告書は、自己利用文書には該当しないと判断しました。

## Client Alert

本件のほかに、調査委員会が作成した調査報告書の自己利用文書の該当性が問題となった裁判例としては、保険管理人によって設置された弁護士・公認会計士等を委員とする調査委員会が作成した調査報告書について、法令上の根拠を有する命令に基づく調査の結果を記載した文書であって、自己利用文書に該当しないとされた裁判例（最決平成16年11月26日民集58巻8号2393頁）や、医療機関内部に設置された医療事故調査委員会が作成した報告書について、事情聴取部分は自己利用文書に該当することを認めつつ、報告提言部分は自己利用文書に該当することを認めなかった裁判例（東京高決平成15年7月15日判時1842号57頁）等があります。

本決定は、これらの調査報告書に関する裁判例の流れと異なる判断を示すものではありませんが、イン・カメラ方式が採用され、具体的な調査報告書の内容に踏み込んだ上での判断がなされていること、報道関係者に対して報告書の概要を公表した事実が自己利用文書の該当性を否定する一事情として考慮されていること等、今後の同種の事例においても参考になると考えられます。なお、会社がいわゆる第三者委員会を設置し、会社から当該第三者委員会に社内資料を提供する場合、その事実だけをもって、当該社内資料が自己利用文書に該当しなくなるということはないと考えられます。ただ、社内資料を提供したことで、当該社内資料の存在が報告書に明示され社外にも認知される、あるいは当該社内資料が詳細に報告書に引用される等の事態は想定されますので、会社として、第三者委員会に対しどのような形で社内資料を提供するかという点は慎重に検討する必要があります。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ [yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com](mailto:yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com)

アソシエイト 千原 剛

☎ 03-5223-7798

✉ [go.chihara@mhm-global.com](mailto:go.chihara@mhm-global.com)

## 8. 一般民事・債権管理：倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ

2019年9月1日、大学教授や弁護士らで構成される「倒産手続のIT化研究会」（株式会社商事法務の研究事業団体である事業再生研究機構が設置）が「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ」（「本報告書」）を策定し、公表しました<sup>5</sup>。

倒産手続は、倒産企業の取引債権者を始めとする多数の債権者が参加する集団的な手続ですが、現在、原則として、紙ベースで債権者への通知や債権者からの債権届出、その書類管理が行われており、事務負担や郵送費用等の負担が生じています。諸外国では既に電子システムを利用した手続が導入されていることや、日本でも、近年、多数の債権者が外国に所在する場合に電子システム管理を用いた債権届出が行われた事例があ

<sup>5</sup> 株式会社商事法務・事業再生研究機構ウェブサイト

[https://www.shojihomu.co.jp/documents/10510/1033640/20190901\\_ITreport.pdf/adfc45cb-5557-4ec3-83c8-eea74881a79f](https://www.shojihomu.co.jp/documents/10510/1033640/20190901_ITreport.pdf/adfc45cb-5557-4ec3-83c8-eea74881a79f)



## Client Alert

ることから、民事裁判手続等の IT 化の検討も踏まえ、倒産手続の IT 化の早期実現が検討されてきましたが、今般、本報告書において、以下のとおり、倒産手続の IT 化の内容・実現プロセスが提言されました。

第 1 に、IT 化の内容について、(1)民事裁判手続等の IT 化と連動する手続（倒産手続は、民事訴訟法が準用される手続が多く、民事裁判手続等の IT 化に伴う民事訴訟法改正によりその影響を受けます。）と、(2)民事裁判手続にはない倒産手続特有の手続の両面から提言されました。

具体的には、上記(1)の側面から、**e 提出**（申立書等の電子データ提出等）、**e 事件管理**（事件記録の電子データ管理等）が、上記(2)の側面から、**e 集会**（ウェブ会議システム等を利用した債権者集会等）、**e 届出**（オンライン債権届出システムの構築等）、**e 情報提供**（債権者がアクセス可能なウェブサイト上に情報をアップロード等）が検討されています。

第 2 に、IT 化の実現プロセスについて、現行法の改正を待たずに実務上実現可能な IT 化（下記(1)フェーズ 1 及び(2)フェーズ 2）と、民事裁判手続等の IT 化が実現された後の法改正を伴う倒産手続の IT 化（下記(3)フェーズ 3）に分け、主に以下のとおり検討されています。

### (1) フェーズ 1：現行法下及び現行システム環境下で可能な運用（試行段階・大規模倒産事件を対象）

債権者が極めて多数である等の大規模倒産事件において、管財人等が債務者財産によりオンライン債権届出システムを構築し、運営する（e 届出）。各債権者には、システム利用のための ID・パスワードを通知し、システム利用を可能とするが、紙の債権届出書の提出も可能とする。

管財人等は、債権者のみがアクセス可能なウェブサイト等で、財産目録等の情報のアップデートや、債権者集会の次回期日等の事件の進捗状況を通知する（e 情報提供）。

### (2) フェーズ 2：現行法下において裁判所外のシステム環境を整備（導入段階・全倒産事件を対象）

リーガルテック等のサービスを提供する民間のシステム会社等の協力を得て、すべての倒産手続に共通して使用できる汎用的なオンライン債権届出システムを構築した後、個別事件の管財人等は、債務者財産からシステム利用料を支払い、当該債権届出システム上で債権届出を管理する（e 届出の汎用化）。その他、フェーズ 1 で可能となった内容等が検討されている。

### (3) フェーズ 3：民事訴訟手続の IT 化実現後の法改正を伴う倒産手続の IT 化（完成段階）

倒産手続開始申立を含め、裁判所が運用するシステムへのオンライン申立を可能とし、倒産手続に置いて提出が必要となる報告書等もオンラインで提出される（e 提出）。

債権者は、裁判所のオンラインシステム上で債権届出が可能となる。裁判所の許可を得て、管財人等の管理する債権届出システムの利用も可能とする（e 届出）。

## Client Alert

事件記録は、裁判所が管理するシステム上に電子化されて保存され、記録の閲覧・  
謄写は裁判所の事件管理システムへのアクセスにより可能とする（e 事件管理）。

管財人等は、裁判所の許可を得た上で、管財人等が管理するウェブサイト等を通じ  
た情報提供が可能となる（e 情報提供）。

ウェブ会議による債権者集会を可能とし、再生計画案や更生計画案への投票の方法  
について、裁判所の債権届出システムを利用した投票も可能とする（e 投票を含めた  
e 集会）。

本報告書は中間的な検討結果であり、今後も、民事裁判手続等の IT 化との整合性、  
個人情報保護への配慮や情報セキュリティの問題等を含め引き続き検討されることと  
なりますが、倒産手続の IT 化の実現により、取引先が倒産した場合等の手続参加方法  
等に影響を及ぼすことになるため、現行法下での運用の変更を始め、今後の動向に注意  
が必要です。

パートナー 山崎 良太

☎ 03-5223-7790

✉ [ryota.yamasaki@mhm-global.com](mailto:ryota.yamasaki@mhm-global.com)

アソシエイト 山口 みどり

☎ 03-6213-8170

✉ [midori.yamaguchi@mhm-global.com](mailto:midori.yamaguchi@mhm-global.com)

## Client Alert

## 9. M&amp;A：対内直接投資等に該当する行為の見直し等

外国為替及び外国貿易法（「外為法」）27条1項の規定に基づく事前届出及び外為法55条の5に基づく事後報告が必要となる対内直接投資等に該当する行為について、見直しを行なう改正がなされました。具体的には、現在届出対象となっている、外国投資家による特定の業種を営む日本企業の発行済株式総数の10%以上の株式の取得等に加え、総議決権数の10%以上を取得する行為、他の株主が保有する議決権の代理行使を受任し、10%以上の議決権を保有する行為等が対内直接投資等に準ずる行為として追加されました。これらの措置は、昨今の投資手法や経営への関与手法の多様化に対応するものであり、発行済株式総数の10%以上を保有していなくとも、例えば(i)他の株主から議決権の代理行使を受任したり、(ii)他の株主に議決権なしの種類株式を発行することで10%以上の議決権を行使し得る場合、(iii)議決権取得後に合算して総議決権の10%以上となる共同議決権行使に係る同意を取得する場合において、事前届出又は事後報告が必要となります。インバウンドM&Aに与える影響は小さくないと思われるため、留意する必要があると思われます。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)

アソシエイト 加藤 瑛子

☎ 03-5220-1861

✉ [eiko.kato@mhm-global.com](mailto:eiko.kato@mhm-global.com)

## 10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融法委員会、貸付型クラウドファンディングにおける貸金業法の適用について整理

2019年9月17日、金融法委員会は、いわゆる「貸付型クラウドファンディング」と呼称される、投資家がオンラインのプラットフォームを介して、貸付人に対して匿名組合出資という形で資金を提供し、当該貸付人が資金需要者（借入人）に対して貸付けを行うというタイプの融資取引について、貸金業法の適用に関する法的整理を公表しました（「本公表」）。

これまでの実務においては、投資家が貸付人による単一の貸付けに対する投資を行い、かつ、貸付人が当該貸付けに係る借入人（投資先）を特定して投資家に開示する場合には、投資家が実質的に借入人に対する貸付けを行っているものと同視され、各投資家が貸金業を行っていると思われるおそれがあるため、貸金業登録を不要とするためには、必要貸付人による貸付先を二以上にし（複数化）、かつ、借入人を特定して投資家に開示しない（匿名化）という措置を採る必要があると考えられてきましたが、かかる実務上の取扱いについては、投資家への情報開示が不十分となり、投資家が最終的な投資先についての詳細なリスク判断をすることができないという問題が指摘されていました。

## Client Alert

この点、金融庁は、2019年3月18日に平成31年ノーアクションレター回答において、借入人が法人である融資型クラウドファンディングを行う場合においては、匿名化・複数化を行わなくとも、貸付約款等においてファンド事業者（貸付人）が、貸付金額、貸付金利、資金用途等の貸付条件を自ら設定していること、ファンド事業者等において、借入人と投資家との間で貸付けに関する接触等をさせない措置を取っていること等の要件を満たせば、投資家が貸付けの実行判断を行っていないと考えることができることと示しました。本公表では、平成31年ノーアクションレター回答は、基本的には貸付条件の設定や貸付け業務の執行の有無を踏まえて、貸付けの実行判断を行っているか否かを貸金業登録の要否のメルクマールとしているとみることができるとしており、また、同回答で示された方策は、借入人が法人である場合に限らず、個人である場合においても妥当すると考えられるとしています。

また、本公表においては、そもそも貸付型クラウドファンディングについては貸金業法上の規制をカーブアウトする立法を行うべきではないかといった意見もあると指摘しており、規制緩和も含めた今後の議論の展開が注目されます。

パートナー 鈴木 克昌  
☎ 03-6212-8327  
✉ [katsumasa.suzuki@mhm-global.com](mailto:katsumasa.suzuki@mhm-global.com)  
アソシエイト 森田 理早  
☎ 03-6213-8124  
✉ [risa.morita@mhm-global.com](mailto:risa.morita@mhm-global.com)

## 11. 税務：日米租税条約改定議定書の発効

2019年8月30日、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書」（「本議定書」）の批准書の交換が行われ、本議定書が同日発効しました。本議定書は2013年に既に合意に至っていましたが、米国内における批准手続きが行われないうちとなっていました。本議定書が正式に発行したことにより、源泉徴収に関する規定については本年11月1日以降に支払われるもの以降から、その他の規定については原則として2020年1月1日以降に開始する課税年度（12月末が事業年度末の場合には2020年1月1日、3月末が事業年度末の場合には同年4月1日）以降から適用されます。

本議定書に関しては、配当課税の免税対象拡大、支払利子に対する源泉税の免税、仲裁制度の導入及び徴収共助の対象拡大等が注目されますが、とりわけ 及び について実務上の影響が大きいと考えられるため、以下のとおり概要をご紹介します。

まず 配当に関する現行の規定は、(i)源泉地国において10%（議決権ベースで10%以上保有している場合には5%）の税率で課税できるとされ、さらに(ii)12ヶ月の間に議決権ベースで50%超を保有する場合には源泉地国において免税とされていましたが、本議定書により(ii)の要件が、6ヶ月の間に議決権ベースで50%以上を保有する場合へと改正され、免税の範囲が拡大されることとなりました（日米租税条約10条

## Client Alert

3 項(a) )、次に 支払利子に対する源泉税は現在原則として 10%とされているところ、本議定書により、源泉税は原則として免税とされることとなりました(日米租税条約 11 条 1 項)。したがって、例えば日本法人が米国法人に対して支払っていた利息は、これまで日本において 10%の源泉義務があったところ、本議定書の適用が始まってからは日本において源泉徴収する必要がなくなることとなります。

とりわけ配当や利子の支払いは日米両国間で多くなされているところかと考えられるため、本議定書が適用されて以降の源泉徴収実務においては、改めて、配当及び利子の支払いに適用される税率について留意する必要があります。

## &lt; 参考資料 &gt;

外務省 HP「日・米租税条約改正議定書の発効」(2019年8月30日)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_007762.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007762.html)

財務省 HP「アメリカ合衆国との租税条約を改正する議定書が署名されました」(2013年1月25日)

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/tax\\_convention/press\\_release/250125us.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/250125us.htm)

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)

アソシエイト 安部 慶彦

☎ 03-6213-8161

✉ [yoshihiko.abe@mhm-global.com](mailto:yoshihiko.abe@mhm-global.com)

## 12. 中国・アジア(ベトナム): 外国為替管理に関する新通達の施行

ベトナム法上、外国投資家によるベトナムへの一定の投資の局面では、スキームに応じて、ベトナム企業が開設する直接投資資本口座(Direct Investment Capital Account: DICA)又は外国投資家が開設する間接投資資本口座(Indirect Investment Capital Account: IICA)を経由して支払いを行う必要がありますが、2019年9月6日に施行された外国為替管理に関する新通達 Circular No.06/2019/TT-NHNN により、旧通達 Circular No.19/2014/TT-NHNN が廃止され、DICA の開設や DICA を経由した支払いが必要な場面等が変更されました。

旧通達では、投資登録証(Investment Registration Certificate: IRC)(又は旧投資法上の投資許可証(Investment Certificate: IC))の発行を受けているベトナム企業(主として、外国投資家により設立された企業がこれに該当します。)は DICA を開設しなければならず、当該企業の株式や出資持分を取得する場合には、原則として、対象会社の開設口座である DICA を経由して売主に譲渡代金を支払う必要があり、他方、それ以外

## Client Alert

のベトナム企業の株式や出資持分を取得する場合には、外国投資家の開設口座である IICA を経由して売主に譲渡代金を支払うこととされていました。

これに対して、新通達では、IRC (又は IC) の発行を受けているベトナム企業のみならず、例えば、外国投資家により設立されたわけではない(それゆえに IRC の発行を求められていない。)ものの、設立後の株式・出資持分の取得等の結果、定款資本の 51% 以上を外国投資家が保有するベトナム企業も DICA を開設しなければならないこととされました。そのため、一例として、日本企業が、IRC の発行を受けておらずに設立後に外国投資家に 51%以上の持分を買収されたベトナム企業の出資持分を取得する場合、旧通達下では(対象のベトナム企業は DICA の開設主体ではなく、それゆえに)当該日本企業が開設した IICA を経由して譲渡代金を支払う必要があったところ、新通達下では、対象のベトナム企業は DICA の開設義務があり、当該 DICA を経由して譲渡代金を支払う必要があります。但し、新通達 6 号では、日本企業が DICA の開設義務のあるベトナム企業の出資持分を取得する場合であっても、売主が外国投資家である場合(すなわち、ベトナム非居住者間での譲渡の場合)には、DICA を経由する必要はないこととされているため、日本企業は売主の口座に譲渡代金を直接送金することが可能です。

新通達は施行されたばかりであり、運用に関して実務がまだ蓄積していないため、ベトナム企業の投資に際して DICA を経由する必要があるか等については、専門家や取引銀行と相談の上、慎重に判断する必要があります。

パートナー 江口 拓哉

☎ +84-28-3622-2601 (ホーチミン)

☎ 03-5223-7745 (東京)

✉ [takuya.eguchi@mhm-global.com](mailto:takuya.eguchi@mhm-global.com)

アソシエイト 西尾 賢司

☎ +84-28-3622-2602 (ホーチミン)

✉ [kenji.nishio@mhm-global.com](mailto:kenji.nishio@mhm-global.com)

アソシエイト 川上 愛

☎ +84-28-3622-2603 (ホーチミン)

✉ [ai.kawakami@mhm-global.com](mailto:ai.kawakami@mhm-global.com)

### 13. 新興国(UAE): オンショアにおける外資規制緩和に関するポジティブリストの公表

今年 7 月、UAE 内閣は、外国資本の更なる呼び込みを目的として、Free Zone 外の区域(「オンショア」)において、外資が現地法人の持分の最大 100%を保有することができる業種として、13 分野に渡る 122 の業種を承認しました(具体的に認められる出資割合は地方政府の決定によります。)

UAE では、従来より Free Zone においては外資が 100%出資することが可能とされていましたが、近時、Free Zone 外のオンショアでの外資規制の緩和が進められています。2019 年 2 月号の本レターでご紹介した外国直接投資法(Decree Law No. 19 of 2018)

## Client Alert

により、外資がオンショアで設立した企業について、持分所有に関する規制緩和の枠組みが示されていましたが、その際、ポジティブリストと呼ばれる外資規制緩和の対象となる事業のリストに関しては内容が明示されず、内閣によって決定されることとされてきました。今回の決定により、オンショアにおいても、ポジティブリストに含まれる13分野に渡る122の業種に関しては現状認められている49%を超える割合の出資をすることが可能となります。

今回、具体的に承認された13分野は、再生可能エネルギー、宇宙、農業、製造業、輸送・倉庫業、ホスピタリティ・食品サービス、情報通信、専門・科学・技術的活動、事務・補助的サービス、教育、ヘルスケア、芸術・エンターテインメント、建築となります。

これにより、日本企業は、今後 UAE に投資するにあたって、例えば太陽光パネルの製造やグリーンテクノロジー、イーコマース、バイオテクノロジーの研究といった上記の各分野における法人に対して、49%を超える出資をすることが可能となります。オンショアにおける外資規制は日本企業にとって UAE 進出の一つのハードルとなっており、今回、規制緩和が行われる具体的な業種が公表された意義は大きいといえる一方、地方政府が今後決定する各地域で認められる出資割合の上限にも依るため、今後の動きに注目する必要があるほか、今回対象となっていない事業の規制緩和の有無等にも注視していく必要があります。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ [hideaki.umetsu@mhm-global.com](mailto:hideaki.umetsu@mhm-global.com)

アソシエイト 富永 裕貴

☎ 03-5220-1897

✉ [f.yuki.tominaga@mhm-global.com](mailto:f.yuki.tominaga@mhm-global.com)

アソシエイト 片野 泰世

☎ 03-6212-8370

✉ [taisei.katano@mhm-global.com](mailto:taisei.katano@mhm-global.com)

#### 14. 国際訴訟・仲裁：オランダ商事裁判所等において英語による手続が利用可能に

英語を公用語としないヨーロッパの国々を中心に、国際ビジネスに関する民事訴訟手続を、英語で行えるようにする動きが進んでいます。今年からオランダ商事裁判所（Netherlands Commercial Court）が英語による民事訴訟手続を開始し、現在までに2件の係属があるとのこと。オランダ以外にも、ドイツ及びフランスでも英語による民事訴訟手続が可能となっており、スイス及びベルギーにおいても可能となることが計画されています。

ヨーロッパ以外でも、中東の UAE 及びカタールで英語による民事訴訟手続が可能となっています。アジアでは、中国で国際商事裁判所（China International Commercial

## Client Alert

Court) が設立されており、ここで英語による民事訴訟手続が行われる可能性も窺われます。

従来、訴訟手続は国際的な案件でも、その裁判所所在国の公用語で行われてきました。そのため、英語を公用語としない国の裁判所で日本企業が訴訟当事者となる場合には、現地の代理人弁護士とは英語で連絡をとりつつも、裁判所に提出される書類は英語以外の言語となり、大量の翻訳が必要となります。また、裁判手続を傍聴しても、状況が理解しがたいという問題もあります。英語での民事訴訟手続が広がれば、これらの問題が解消されることになるため、望ましい流れといえます。

パートナー 関戸 麦

☎ 03-5223-7759

✉ [muji.sekido@mhm-global.com](mailto:muji.sekido@mhm-global.com)

## セミナー情報

[www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html](http://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html)

- セミナー 『アセット・ファイナンスの基礎～航空機・船舶と不動産ファイナンス～』  
開催日時 2019年10月9日(水) 13:30～16:30  
講師 中島 悠助  
主催 株式会社セミナーインフォ
  
- セミナー 『第4043回金融ファクシミリ新聞社セミナー「民法改正が金融取引に与える影響～取引類型別の注意点と契約書雛形の改訂ポイント～」』  
開催日時 2019年10月11日(金) 13:30～16:30  
講師 末廣 裕亮  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
- セミナー 『民法(債権関係)改正の概要と企業実務に及ぼす影響』  
開催日時 2019年10月15日(火) 14:30～16:00  
2019年10月29日(火) 15:00～16:30  
講師 青山 大樹  
主催 公益社団法人 日本監査役協会



## Client Alert

- セミナー 『EPC 契約・建設請負契約の理論と実務～国内プロジェクトファイナンス案件を念頭に、基礎から契約交渉・管理、民法改正による影響まで実践的に解説～』  
開催日時 2019年10月30日(水) 14:00～17:00  
講師 村上 祐亮  
主催 株式会社金融財務研究会

### 文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『上場株式取引の法務 [第2版]』(2019年9月刊)  
出版社 株式会社中央経済社  
著者 鈴木 克昌、熊谷 真和、根本 敏光、田井中 克之、宮田 俊、石橋 誠之、尾崎 健悟、五島 隆文、青山 慎一、森田 理早、大下 真、水本 真矢、梅澤 惇、平川 諒太郎(共著)
- 本 『設例から考える国際租税法』(2019年9月刊)  
出版社 株式会社中央経済社  
著者 小山 浩(共著)
- 本 『入門 中国法 第2版』(2019年10月刊)  
出版社 株式会社弘文堂  
著者 石本 茂彦
- 論文 「グループガイドラインの実務への活用 グループ内部統制」  
掲載誌 旬刊商事法務 No.2208  
著者 澤口 実
- 論文 「2019年シーズンのCGコードの開示 エクスプレイン」  
掲載誌 資料版/商事法務 No.425  
著者 太子堂 厚子、位田 陽平(共著)
- 論文 「「涙が出ないタマネギ」、「芽に毒のないジャガイモ」等「ゲノム編集技術」により得られた農産物に対する法規制」  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.19 No.11  
著者 吉田 和央

## Client Alert

- 論文 「攻めのグループ・ガバナンス 適切なグループ設計、事業ポートフォリオマネジメント」  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.19 No.11  
著者 石井 裕介
- 論文 「知財判例速報 著作物性（金魚電話ボックス事件）奈良地判令和元年7月11日」  
掲載誌 ジュリスト No.1537  
著者 田中 浩之
- 論文 「任意の指名委員会・報酬委員会についての実務上の留意点」  
掲載誌 月刊監査役 No.699  
著者 渡辺 邦広
- 論文 「独占禁止法 令和元年改正の要点」  
掲載誌 月刊監査役 No.699  
著者 高宮 雄介
- 論文 「〔会社法務〕2019年独禁法改正に関する実務上の留意点」  
掲載誌 企業会計 Vol.71 No.10  
著者 高宮 雄介
- 論文 「企業法務 株式承継対策の最新動向と留意点 - 財団法人の利用における法務・税務の留意点」  
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.31 No.8  
著者 酒井 真、加藤 賢治
- 論文 「イベント法務 集中講座(5)イベント運営に関する規制」  
掲載誌 会社法務 A2Z 2019年10月号  
著者 佐々木 奏
- 論文 「データ契約の実務 - 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」〔データ編〕の概要」  
掲載誌 経営法友会リポート 547号  
著者 岡田 淳

## Client Alert

- 論文 「外商投資法のインパクト」  
掲載誌 日中経協ジャーナル No.307  
著者 射手矢 好雄
  
- 論文 「中国の知財司法制度改革の現状と我が国の対応」  
掲載誌 日中経協ジャーナル No.307  
著者 小野寺 良文
  
- 論文 「「国家安全」と技術・情報の国外移転」  
掲載誌 日中経協ジャーナル No.308  
著者 石本 茂彦
  
- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例 - 第 215 回 フーズシステムほか  
(育児休業後の有期雇用契約への変更の有効性) 事件」  
掲載誌 WEB 労政時報  
著者 原田 昂
  
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: International Arbitration  
2019 - Japan Chapter」  
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: International Arbitration  
2019 16th Edition  
著者 金丸 祐子、辰野 嘉則 (共著)
  
- 論文 「Getting the Deal Through - Healthcare M&A 2019 - Japan Chapter」  
掲載誌 Getting the Deal Through - Healthcare M&A 2019  
著者 末岡 晶子、浦岡 洋、徳田 安崇 (共著)

### NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- 東京大学松尾研究室及び株式会社イライザとの共同実証研究(法律業務におけるITやAIの活用に関する研究)のお知らせ  
森・濱田松本法律事務所(以下「MHM」)は、東京大学大学院工学系研究科技術経営戦略学専攻松尾豊教授の研究グループ(以下「松尾研究室」)及び松尾研究室発のAIスタートアップである株式会社イライザ(代表取締役:曾根岡侑也、以下「ELYZA」と、法律業務における情報技術(IT)や人工知能(AI)の活用に関する共同実証研究に着手いたしましたので、お知らせいたします。

## Client Alert

### 1.共同実証研究の背景

近年、AI、自然言語処理等の領域における先端技術の発展とともに、法律業務に対するテクノロジーの応用（リーガルテック）への注目が高まっています。

また、ビジネスのグローバル化や第4次産業革命によるイノベーションの加速を背景として、法務についても、より正確かつスピーディーな対応・判断が求められています。さらに、契約書のチェック等の法的リスク管理に加え、企業価値最大化の観点から経営陣に多様な法的支援を行う役割（いわゆる戦略法務）も拡大の一途にあります。

このような状況を背景に、英米の法律事務所や産業界におけるリーガルテックの普及・発展はめざましく、日本においても、既存業務の圧倒的な効率化、スピードの一層の向上を実現し、弁護士及び法務担当者がより創造的かつ高度な知的作業に集中できる環境を実現することが、国際競争力維持の観点からも急務となっています。

### 2.共同実証研究の概要・目標

松尾研究室は、日本を代表するAI研究機関であり、AIに関する先進的な知見・技術を有しています。また、ELYZAは、松尾研究室発のAIスタートアップであり、特に法務領域と親和性の高い自然言語処理に関し、高度な技術と最先端の知見を有しています。

MHMは、クライアントの皆さまに対し、あらゆる分野につき質の高い法務サービスを提供しており、最先端の案件を扱うことを通じて、豊富な経験・知識・ノウハウを有しています。

本共同実証研究では、この三者が各自の強みを最大限に活かしつつ、法律業務における情報技術（IT）や人工知能（AI）の活用に関する研究を進めるとともに、法律業務をより効率化・迅速化するシステムの開発・導入を行います。

MHMは、本共同実証研究を通じて、クライアントの皆さまに対し、より一層質の高い法務サービスを提供することを目指します。

- [Asia Law & Practice の Asialaw Profiles 2020 The Definitive Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic and Regional Law Firms \(24th edition\)](#)にて高い評価を得ました

Asia Law & Practice の Asialaw Profiles 2020 The Definitive Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic and Regional Law Firms (24th edition)にて、“Recommended firms”として紹介され、当事務所は以下の分野で高い評価を得

## Client Alert

ました。また、当事務所のバンコクオフィス（Chandler MHM Limited）およびヤンゴンオフィスも“Recommended firms”として紹介され、各分野で高い評価を得ております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、ミャンマーにおける“Recommended firms”として紹介されています。

### Japan

#### Practice Areas

##### Outstanding

- Banking and finance（バンキング／ファイナンス）
- Capital markets（キャピタル・マーケット）
- Competition/Antitrust（キャピタル・マーケット）
- Construction（建築）
- Corporate and M&A（コーポレート／M&A）
- Dispute resolution（紛争解決）
- Investment funds（投資ファンド）
- Labour and employment（労働法務）
- Regulatory（規制法）

##### Highly Recommended

- Intellectual Property（知的財産）
- Restructuring & Insolvency（事業再生／倒産）
- Tax（税務）

##### Recommended

- Private Equity（プライベート・エクイティ）

#### Industry Sectors

##### Outstanding

- Banking and financial service（バンキング／金融サービス）
- Consumer goods and services（消費財／消費者サービス）
- Energy（エネルギー）
- Real estate（エネルギー）

##### Highly Recommended

- Media and entertainment（メディア／エンタテインメント）

## Client Alert

### Recommended

- Insurance ( 保険 )
- Technology and telecommunications ( テクノロジー / 通信 )

### **Myanmar**

#### Practice Areas

### Recommended

- General business law ( 企業法務全般 )

#### Industry Sectors

### Highly Recommended

- Energy ( エネルギー )

### Recommended

- Infrastructure ( インフラ )
- Real estate ( 不動産 )

### **Thailand**

#### Practice Areas

### Outstanding

- Banking & Finance ( バンキング & ファイナンス )
- Corporate/M&A ( コーポレート / M&A )

### Highly Recommended

- Construction ( 建築 )
- Restructuring & Insolvency ( 事業再生 / 倒産 )

### Recommended

- Capital markets ( キャピタル・マーケット )

#### Industry Sectors

### Outstanding

- Banking and financial services ( バンキング / 金融サービス )
- Energy ( エネルギー )

## Client Alert

### Highly Recommended

- Industrials and manufacturing (産業 & 製造業)
- Infrastructure (インフラ)
- Real estate (不動産)

### Recommended

- Consumer goods and services (消費財 / 消費者サービス)

- [asialaw PROFILES の"Asialaw Leading Lawyers 2020"](#)にて高い評価を得ました  
asialaw PROFILES の"Asialaw Leading Lawyers 2020"にて、当事務所の弁護士  
36名が高い評価を得ました。(日本オフィス 29名、バンコクオフィス 7名)

### **Japan**

#### Banking & finance

- 石黒 徹
- 三浦 健
- 佐藤 正謙
- 藤原 総一郎
- 小林 卓泰
- 石川 直樹
- 青山 大樹
- 岡谷 茂樹
- 末廣 裕亮

#### Capital markets

- 石黒 徹
- 佐藤 正謙
- 藤津 康彦
- 鈴木 克昌
- 尾本 太郎
- 根本 敏光

#### Competition/antitrust

- 伊藤 憲二

## Client Alert

### Corporate and M&A

- 石黒 徹
- 藤原 総一郎
- 棚橋 元
- 土屋 智弘
- 石綿 学
- 大石 篤史
- 鈴木 克昌
- 戸嶋 浩二
- 松下 憲

### Dispute resolution

- 関戸 麦
- 岡田 淳

### Intellectual Property

- 三好 豊
- 田中 浩之

### Investment funds

- 竹野 康造
- 三浦 健
- 大西 信治

### Labour and employment

- 高谷 知佐子

### Private equity

- 棚橋 元
- 石綿 学

### Real estate

- 小澤 絵里子

### Restructuring and insolvency

- 藤原 総一郎
- 稲生 隆浩



## Client Alert

### Tax

- ・ 大石 篤史

### Thailand

#### Banking and finance

- ・ アルバート・チャンドラー
- ・ 埴 晋
- ・ ジェッサダー・サワディボン
- ・ ジョセフ・ティスティウオン

#### Corporate and M&A

- ・ 河井 聡
- ・ 秋本 誠司
- ・ ラッタナ・ブーンソムバットラート

#### Real estate

- ・ 埴 晋

- **Acritas Asia Pacific Law Firm Brand Index 2019** において 7 位に選ばれました  
当事務所は Acritas 社が実施する法律事務所のグローバルブランド調査である Acritas Asia Pacific Law Firm Brand Index 2019 において、7 位に選ばれました。
- **Chandler MHM ウェブサイトリニューアルのお知らせ**  
このたび、当事務所は、当事務所のタイにおける現地法律事務所である Chandler MHM Limited (以下 CMHM) のウェブサイトをリニューアルいたしました (<https://www.chandlermhm.com/>)。デザインの一新に加えて、CMHM およびそのチームに関するコンテンツも更新しております。今後、CMHM の情報につきましては、ぜひこちらの新しいサイトもご覧ください。
- **サミュエル・フランクリン 弁護士が入所しました**

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com